

難波地域在宅サービスステーションなにわ 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人健勝会が設置する難波地域在宅サービスステーション指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況に置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年3月4日大阪市条例第20号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 難波地域在宅サービスステーションなにわ居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 大阪市浪速区幸町2丁目3番11号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 3 名（常勤職員）とする。ただし、業務の状況により増員することができる。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（営業日および営業時間）

第 5 条 営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日休日、12月30日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容）

第 6 条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 本事業所内相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
(全国社会福祉協議会方式)

(3) サービス担当者会議の開催場所 本事業所内会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度等 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援するうえで解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

（指定居宅介護支援の利用料等）

第 7 条 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施区域は、大阪市浪速区、西区、大正区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 指定介護支援事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定介護支援事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第10条 指定居宅介護支援事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定介護支援事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定介護支援事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健勝会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2000年4月1日から施行する。

この規程は、2004年4月1日から施行する。

この規程は、2006年7月1日から施行する。

この規程は、2007年2月1日から施行する。

この規程は、2009年11月1日から施行する。

この規程は、2013年5月13日から施行する。

この規程は、2014年1月1日から施行する。

この規程は、2017年2月14日から施行する。

この規程は、2018年2月1日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規程は、2025年1月1日から施行する。